

意見書案第 2 号

「安全保障法制」に関わる意見書案

上記の意見書案を提出する。

平成 27 年(2015 年)6 月 25 日

提出者	山内	善男
賛成者	安藤	博
賛成者	山田	多津子

「安全保障法制」に関わる意見書案

現在、国会で審議されている「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」(派兵法制・有事法制 10 本の改定一括法案)は論議が進むにつれ、問題点がうきぼりとなっています。問題の根本には、戦後 70 年の国のあり方、安全保障政策の大転換とも言える変更があるからです。自衛隊の基本政策を「専守防衛」から「自国が攻撃を受けていなくても、武力にて相手国を攻撃」で
きる組織に転換してしまうこととなります。

その上、三つの重大問題が明らかになっています。①「戦闘地域」に派兵することで、「必ず戦死者が出る」危険性が強まること。②危険な「治安維持」に道を開き民間人を殺傷する恐れが生じること。③集団的自衛権で武力行使を可能にすることで、同盟国の起こす先制攻撃の戦争にも加担する恐れが高まること。

さらに、武力行使の「新 3 要件」を定め、武力行使は限定的かのように装っていますが、その「新 3 要件」を「満たしているかどうか」の判断は時の政府の判断にゆだねられ、「歯止め」とはならず、武力行使の範囲は無限定とならざるを得ません。

とにもかくにも「戦争だけはしない」と誓ってきた平和国家日本の戦後 70 年の国是に大穴をあけ、歴代内閣が現憲法下では集団的自衛権行使の容認は認められないとしてきた判断を、一内閣の憲法解釈変更だけで、これらの法案制定を進めることは容認できません。

とりわけ、与野党が合意した参考人の憲法学者 3 人ともがそろって本法案は「憲法違反」に当

たると意見表明した事実を重く受け止めるべきです。

戦争は最大の人権侵害となります。私たち彦根市民がめざしている「人権尊重のまちづくり」の精神を踏みにじるものであることから許すことができません。

よって、次の事項を強く要請します。

記

- 1 「平和安全法制」関連法案は慎重審議をつくし、決して国民合意のないもとで強行採決は行わないこと

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 27 年(2015 年)6 月 25 日

彦 根 市 議 会

内閣総理大臣 殿